

## 「大阪国際大学 学則」新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 ～ 第6条 略</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 本大学学部に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、当該学部<del>に</del>所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。</p> <p>3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</u></p> <p>4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条 ～ 第34条 略</p> <p>(授業科目)</p> <p>第35条 本大学の授業科目を分けて、<u>共通教育科目、学部・学科専門科目、学部・学科科目及び教職関係専門科目とする。</u></p> <p>2 授業科目の単位数は、1単位につき教室内、教室外をあわせて45時間の学修を標準として定める。</p> <p>3 第1項の区分により開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(<u>授業の方法</u>)</p> <p>第35条の2 <u>本大学の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修さ</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条 略</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 本大学学部<del>に</del>、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、当該学部<del>に</del>所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。</p> <p>3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) <u>その他学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの</u></p> <p>4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べる<u>ものとする。</u></p> <p>5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条 ～ 第34条 略</p> <p>(授業科目)</p> <p>第35条 本大学の授業科目を分けて、<u>共通基礎科目、共通専門科目、学部・学科科目、学部・学科専門科目及び教職関係専門科目とする。</u></p> <p>2 授業科目の単位数は、1単位につき教室内、教室外をあわせて45時間の学修を標準として定める。</p> <p>3 第1項の区分により開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(<u>新 設</u>)</p>

せることができる。ただし、これにより修得する単位数は、第 36 条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業要件)

第 36 条 卒業に必要な総単位数及び授業科目ごとの所要単位数は次のとおりとする。

(経営経済学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
<u>共通教育科目</u>	<u>31 単位以上</u>	124 単位以上
学部・学科 専門科目	<u>68 単位以上</u>	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 25 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

(人間科学部、国際教養学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
<u>共通教育科目</u>	<u>31 単位以上</u>	124 単位以上
学部・学科科目	<u>66 単位以上</u>	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 27 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

第 37 条～45 条 略

(卒業要件)

第 36 条 卒業に必要な総単位数及び授業科目ごとの所要単位数は次のとおりとする。

(経営経済学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
<u>共通基礎科目</u>	<u>30 単位以上</u>	124 単位以上
<u>共通専門科目</u>	<u>6 単位以上</u>	
学部・学科 専門科目	<u>76 単位以上</u>	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 12 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

(人間科学部、国際教養学部)

授業科目	授業科目別所要単位数	卒業に必要な総単位数
<u>共通基礎科目</u>	<u>30 単位以上</u>	124 単位以上
<u>共通専門科目</u>	二	
学部・学科科目	<u>74 単位以上</u>	

ただし、授業科目ごとの所要単位数の合計で、卒業に必要な総単位数に不足する 20 単位については、いずれの授業科目から履修し、充足しても差し支えないものとする。

第 37 条～45 条 略

<p>(懲戒)</p> <p>第46条 本大学の学生で本大学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、<u>学長がこれを懲戒する。</u></p> <p>2 懲戒は、その軽重に従い譴責、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当な事由なしに欠席が引き続き3か月以上に及んだ者</p> <p>(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p>4 <u>懲戒に関する手続きについては、別に定める。</u></p> <p>第47条～第52条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この改正は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>懲戒)</p> <p>第46条 本大学の学生で本大学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、これを懲戒する。</p> <p>2 懲戒は、その軽重に従い譴責、停学若しくは退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当な事由なしに欠席が引き続き3か月以上に及んだ者</p> <p>(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第47条～第52条 略</p> <p>別表 略</p>
--	--